令和８年 11 月

お客さま　各位

静清信用金庫

「公的個人認証サービス利用に係る特約」の制定について

平素は当金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

現在、当金庫では「静清信用金庫公式アプリ　せいしん」の各種手続きにおける本人確認の手段として「公的個人認証サービス（JPKI）」の取扱開始に向けて準備を行っております。

取扱開始にあたり公的個人認証サービス利用に係る特約を制定（制定日：令和８年 12 月 18 日）しますので、お知らせいたします。

公的個人認証サービス利用に係る特約は次のページをご覧ください。

以　上

せいしん
静清信用金庫

公的個人認証サービス利用に係る特約

１．特約の適用範囲等

（１）本特約は「静清信用金庫公式アプリ せいしん」（以下「本アプリ」といいます）での各種申込において、公的個人認証サービスを利用するにあたり、適用する事項を定めるものです。

（２）本特約は、「『静清信用金庫アプリ せいしん』利用規約」（以下「アプリ利用規約」といいます）の一部を構成し、この特約に定めがない事項に関してはアプリ利用規約が適用されるものとします。

２．公的個人認証サービスの概要

（１）公的個人認証サービスとは、マイナンバーカードのＩＣチップに搭載された電子証明書を利用して、オンラインで本人確認を実施するサービスです。本サービスの利用には、マイナンバーカードおよび署名用電子証明書のパスワード（６桁～１６桁の半角英数字）（※）が必要です。

※署名用電子証明書パスワードは、利用者さまがマイナンバーカードを市区町村の窓口で受け取った際に設定したパスワードです。

（２）署名用電子証明書のパスワードを失念した場合は、住民票のある市区町村の窓口等での手続きが必要です。

３．マイナンバーカードによる本人確認（公的個人認証）

（１）本アプリの各種手続きにおける本人確認は、マイナンバーカードを用いた公的個人認証にて行います。

（２）当金庫は、署名用電子証明書の有効性確認を行うために、地方公共団体情報システム機構（Ｊ－ＬＩＳ）が提供する認証業務情報（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成１４年法律１５３号）第４４条に規定する認証業務情報をいう）を利用します。

４．特約の変更

（１）この特約の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法５４８条の４の規定に基づき変更するものとします。

（２）前項によるこの特約の変更は、変更を行う旨および変更後の特約の内容ならびにその効力発生時期を、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。

（３）前二項による変更は、公表等の際に定める１か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以上

せいしん 静清信用金庫

（令和８年１２月１８日現在）